

# ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用について

福岡市立ひとり親家庭支援センター  
(以下「センター」と記載しています。)

## 1 制度の概要

次のような理由で一時的な家事援助や保育サービス等の支援が必要となる場合、家庭支援員が自宅へ伺い必要な支援を行います。

- 1) 就職活動や一時的な疾病(感染症を除く)、事故、冠婚葬祭、学校行事参加などのため支援が必要なとき
- 2) 乳幼児又は小学校に就学する児童を養育する家庭で、残業のため保育サービスが必要なとき

※1)、2)とも原則としてそれぞれ年20回まで利用できます。

※ひとり親の方が対象となります。離婚成立前の方は対象になりません。

※所得に応じ利用料がかかります。(無料～300円/1時間)

※以下ご不明な点は「センター」にお問い合わせください。(連絡先裏面)

### ◎支援できること

- ・乳幼児及び児童の保育(室内のみ)      ・食事の世話      ・住居の通常の掃除
- ・身の回りの世話      ・生活必需品の買い物      ・通常の洗濯
- ・保育サービスを伴う保育園、留守家庭子ども会への迎え      ・就寝の世話
- ・要望がある場合の、日常生活における食事や掃除等に関する親への助言や指導

### ◎支援できないこと

- ・戸外での保育      ・仕事(内職を含む)の手伝い      ・感染症に罹っている子の見守り
- ・大掃除      ・感染症や慢性的な病気のため家事ができない場合の家事
- ・一時間未満の送迎のみの利用

※その他、支援の可否につき不明な点は「センター」へお問い合わせください。

## 2 登録方法

### 1) 登録申請

登録を行うには、下記の書類を返信用封筒に入れ切手を貼って郵送か、ご持参ください。

- ① 支援員派遣対象家庭登録申請書 (記入例を参考に漏れのないよう全て記入ください)
- ② 住民票 (同居者全員分、続柄の記載があるもの) 1通
- ③ 所得証明書又は非課税証明書 1通 (生活保護受給中の方は不要です)

※利用予定月によって必要な証明書の年度が異なります。

(→4月～7月利用の場合は前年度の証明書/8月～3月利用の場合は今年度の証明書)

※マイナンバーの記載は不要です。

- ④ 保護受給証明書(生活保護受給の方のみ)
- ⑤ 就労証明書(未就学児～小学生がいて残業時に利用される場合のみ)
- ⑥ 子どもの迎えについて(保育園、留守家庭子ども会/必要な方のみ)

### 2) 登録完了の連絡

「センター」より申請者へ、電話で連絡いたします。

裏面へ⇒

### 3 支援依頼の方法

#### 1) 事前の予約

一週間前までに支援依頼の電話をしてください。その際、「日時」と「どんな支援をしてほしいのか」を具体的に伝えてください。支援員は、お受けした支援以外は行いません。

#### 2) 事前確認

支援日の前日(火曜日利用は前々日)、「センター」から依頼者へ電話し、変更ないかを確認します。

※ 保育園や留守家庭子ども会への迎えを依頼された場合は、支援員が迎えに行くことを事前に

#### 3) 当日

依頼者は依頼した支援終了の時間までに必ず帰宅し、支援確認書にサインしてください。

※ 残業の場合は、勤務先の残業証明書を支援員に渡してください。

※ 利用料は、支援員にお渡しください。

※ 子どもの迎えを依頼した場合は、自宅から保育園等までの交通費実費を支援員にお支払いください。

#### 連絡先

**福岡市立ひとり親家庭支援センター**

(開館時間:平日:9時~21時 日祝:9時~17時半 月曜休館)

住所 〒810-0074

福岡市中央区大手門2丁目5-15

電話 092-715-8805

FAX 092-725-7720

◎その他ひとり親家庭支援センターではひとり親家庭の生活相談、就業相談、法律相談等を行っております。お気軽にご相談ください。

様式第 1 号

支援員派遣対象家庭登録申請書（母子家庭・寡婦・父子家庭）

<申請者記入欄>

フリガナ						生年月日	S H	年 月 日	歳
申請者氏名									
住所						電話			
家族の状況	氏名	続柄	年齢	職業	健康状況	勤務先、学校など			
		本人							
基礎年金又は児童扶養手当の受給の有無						有 ・ 無			
母子家庭、寡婦又は父子家庭となった年月日						年 月 日			
かつて母子家庭であったことの有無（寡婦のみ）						有 ・ 無			
申請理由(※1)									
児童扶養手当を受給していない場合、その理由									
住宅地略図									

<指定管理者記入欄>

生計中心者名	(申請者との続柄： )								
前年の所得	円	扶養親族	人	住民税課税の有無	有 ・ 無				
生活保護受給の有無	有 ・ 無	費用の負担区分	無料 ・ I ・ II	みなし寡婦(夫)控除適用の有無	有 ・ 無				

確認者(記名)

(注) 申請者は、住民票の写し及びその他関係書類を添付すること。

(※1) 未就学児がいる家庭が、残業を理由とする利用を予定する場合はその内容を記入すること。

また、就労証明等の、通常の勤務時間帯が分かる書類を添付すること。

その他、利用の都度、勤め先から記入してもらった残業確認書を提出すること。

様式第1号

支援員派遣対象家庭登録申請書（母子家庭・寡婦・父子家庭）

<申請者記入欄>

フリガナ	フクオカ ハナコ							
申請者氏名	福岡花子 (※1)					生年月日	◎ 〇〇年〇〇月〇〇日 H	38 歳
	(※1)本人が手書きしない場合は、記名押印							
住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 福岡市〇〇区〇〇〇1-2-3 〇〇マンション 〇〇〇号				電話	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
家族の状況	氏名	続柄	年齢	職業	健康状況	備考（勤務先・学校名など）		
	福岡花子	本人	38	会社員	良好	〇〇〇〇株式会社		
	福岡夢美	子	8	小学生	良好	〇〇〇小学校		
	福岡大地	子	3	保育園	良好	〇〇〇〇保育園		
基礎年金又は児童扶養手当の受給の有無					◎有 ・ 無			
母子家庭、寡婦又は父子家庭となった年月日					H〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日			
かつて母子家庭であったことの有無（寡婦のみ）					有 ・ 無			
申請理由 (※2)	例1)足を骨折したため、掃除や洗濯などの家事を手伝って欲しい。 例2)会議で残業になる時に、保育園児の迎えと家で子ども2人の見守りをお願いしたい。 例3)日曜日に資格試験を受験するため、子ども2人の見守りをお願いしたい。							
住宅地略図								
自宅周辺の地図:最寄り駅から自宅まで、訪問の際、迷わないよう目印や、マンション名を記入する。								

<指定管理者記入欄>

生計中心者名	(申請者との続柄: )						
前年の所得	指定管理者が記入						有 ・ 無
生活保護受給の有無	有	無	特別 適用の有無	有	無	負担区分	無料 ・ I ・ II

確認者(署名) \_\_\_\_\_

(注) 申請者は、住民票の写し及びその他関係書類を添付すること。

(※2) 未就学児がいる家庭が、残業を理由とする利用を予定する場合はその内容を記入すること。  
 また、就労証明等の、通常の勤務時間帯が分かる書類を添付すること。  
 その他、利用の都度、勤め先から記入してもらった残業確認書を提出すること。

## 住民票の手数料減免について

福岡市ひとり親家庭等日常生活支援登録のため住民票を請求する際は、この用紙を窓口にお出してください。

※手数料条例第7条第4号、施行規則第5条4-(8)により、手数料が減免されます。

### ● 住民票請求の理由及び提出先

理 由：福岡市ひとり親家庭等日常生活支援 支援員派遣対象家庭登録申請のため  
提出先：福岡市立ひとり親家庭支援センター TEL：(092) 715-8805

.....

### ※福岡市手数料条例

#### 第7条 手数料の減免

第4号 市長が特別な理由があると認めるとき

### ※福岡市手数料条例施行規則

#### 第5条 手数料の減免

4 条例第7条第4号の市長が特別な理由があると認めるときは、次の各号に掲げる場合とする。

(8) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第3項に規定する寡婦であること又は同法第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものであることの証明書として用いるため条例別表第1の1の項から4の項まで及び8の項から9の項までに規定する証明の請求があったとき。

### 条例別表第1

8 住民基本台帳法第12条第1項若しくは第12条の3第1項、第2項若しくは第8項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された住民票に記録されている事項を記載した書類の交付又は当該事項に関する証明書の交付	住民票の写し等交付 手数料	1通又は証明事項 1件につき 300円  (自動交付機による交付の場合にあつては、1通につき250円)
8の2 住民基本台帳法第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しで同法第7条第5号、第9号から第12号まで及び第14号に掲げる事項の記載を省略したものの交付	住民票の写しの広域 交付手数料	1通につき 300円